

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年12月15日(木) 午前9時54分から午後1時30分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 矢代健康福祉部長、安原社会福祉課長、金子子ども課長、大嶋国保年金課長、武井健康課長
角田市民部長、田邊市民協働課長、小林環境課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 群馬県医療労働組合連合会書記長 古川真由美 外1名
上毛新聞社沼田支局記者
- 8 傍聴議員 井之川議員
- 9 議 事 (1) 付託請願の審査
請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書
(2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(3) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(4) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(5) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(6) 調査事項
(7) 今後の日程について
(8) その他

10 会議の概要

(1) 付託請願の審査

○委員長 12月6日の本会議において、請願第2号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書」が付託された。

審査に当たり、まず、事務局に請願趣旨の説明をさせる。次に、健康福祉部長、介護高齢課長、健康課長に出席してもらっているので、補足事項、参考情報の説明をお願いし、質疑を行う。

(事務局 請願趣旨説明)

○委員長 説明が終わった。休憩する。

(休憩 午前10時4分から午前10時9分まで)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。当局に補足事項、参考情報の説明を求める。
まず、介護高齢課長、説明願う。

○介護高齢課長 介護高齢課の所管に係る項目として、「1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人材確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。」に

ついて説明する。まず、令和4年度の介護報酬の改定については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく介護職員のさらなる処遇改善として令和4年10月に実施されており、介護職員等ベースアップ等支援加算として創設され、収入を約3%程度、月額にして約9千円引き上げるといった措置が取られている。通常、介護報酬の改定は3年に1度、介護保険事業計画の策定に合わせて4月に実施されているが、今回は臨時で本年10月に改定となった。次回は令和6年4月の予定となっている。この報酬改定の目的は、「新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げを含め、すべての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すもの」とされている。介護報酬(介護給付費)の負担割合は、保険料が50%、公費が50%で国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%となっている。安心して安全な介護を実現するためには、介護報酬の改善は必要であるが、その一方で、さらなる高齢化の進展と給付費の増加により、国や都道府県・市町村の負担が増すとともに介護保険料の増額にもつながることが懸念される。

次に、人材確保の問題に関しては、令和3年度「介護労働実態調査」によると、調査対象の介護事業所全体における人材の過不足状況では、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合計した「不足感」は63.0%で、前年度の調査を2.2ポイント上回り、職種別では「訪問介護員」が80.6%で最も多く、次に「介護職員」が64.4%となっている。離職率については、同調査によると令和3年度の離職率は14.3%、前年度比マイナス0.6ポイントで、平成19年度をピークに低下傾向にあり、ピーク時の約3分の2まで低下している。なお、離職者のうち3年未満の割合が58.7%で全体の半分以上を占めている。また、65歳以上の労働者がいるとした事業所は68.0%で介護人材が高齢化している状況も見えて取れる結果となっている。これら事業所の人員配置については、全て国によって基準が定められているものである。賃金実態については、「介護労働実態調査」によると、令和2年度の調査では、無期雇用職員の平均賃金は243,135円、令和3年度の調査では244,969円でプラス1,834円となっており、また、前年度においても8,696円の増となっているため、アンケート結果からは賃金は上昇傾向にあるが、仕事量とのバランスにおいては、事業所ごとに感じ方に差があると考えられる。

次に、「2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。」の「③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。」について説明する。介護事業所の夜勤についても、これまでの説明と同様に「1人夜勤体制」を含め、国が定めた人員配置基準に基づき、事業所の規模やサービスの種類、利用者的人数等により、事業所ごとに人員体制を整備し、運営されている。

最後に、まとめとなるが、人員の配置基準、介護報酬の決定、夜勤体制等については、全て国で定められた基準に基づいて行われているので、今後も注視していく必要があると考えている。

○委員長 次に、健康課長、説明願う。

○健康課長 請願項目の1、医師・看護師の配置基準についてであるが、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保することから、医療法、医療法施行規則で病院及び療養病床を有する診療所において有すべき、医師数、看護師数等の員数の

標準が示されている。具体的には、一般病院では患者16人に対して医師1人、患者3人に対して看護師・准看護師1人とされている。また、一般病院のうち療養病棟では、患者48人に対して医師1人、患者4人に対して看護師・准看護師1人とされ、外来の場合には、患者40人に対して医師1人、患者30人に対して看護師・准看護師1人の標準が示されている。人員配置標準を満たさない場合であっても、患者の疾病の程度、医療従事者間の連携等により、望ましい一定の医療水準を確保することが十分可能な場合もあるため、最低基準ではなく、標準とされている。なお、標準であっても、標準数を満たさない医療機関は医療法に反することになっている。

次に、請願事項2の労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限について説明する。一般則では労働基準法により時間外労働の上限は原則月45時間、年間360時間であるが、臨時に必要な場合、年720時間となっている。医業に従事する医師については、令和6年3月まで上限規則の適用を猶予し、令和6年4月から診療従事勤務医、年960時間、月100時間未満となる。他に臨床研修医が研修プログラムに沿って基礎的な技術や能力を修得する際には年1,860時間、月100時間未満の適用があり、暫定特例水準の解消として令和17年度末を目標に年960時間、月100時間未満になる計画となっている。令和6年9月以降、診療従事勤務医は、連続勤務時間制限28時間、勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセットが努力義務になる。時間外労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は時短計画を作成し、取り組むよう県が支援することとなっている。令和4年度の診療報酬改定の中で働き方改革関連として、勤務医の負担軽減の取組の推進として手術及び処置に係る時間外加算が見直しされている。同じく夜間の看護師配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直しがされている。

次に、請願事項の3、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充することについて説明する。公立、公的病院の再編や病床削減については、人口減少、超高齢化による医療費圧迫や医師不足などを背景に、令和7年の医療需要や病床必要量を推計し、地域医療構想の中で施設の統廃合や機能の再編を行うこととして、病院数や病床の削減が計画的に実施されている。平成12年には126万床あった一般病床が令和3年度では88万床になっている。公的病院の再編や病床削減についても保健医療計画の中で示されており、コロナ感染症拡大を受け、令和3年度には医療計画の記載事項に新興感染症対策に関する事項として、感染症に対しても計画の中にきちんと位置付けて、計画を見直すようにという方向が示されている。

次に、全国の保健所数は、平成4年度の852箇所をピークにその後減少し、令和4年度には468箇所と384箇所減少している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和4年9月12日に行われた「現行の地域保健法の見直し等について」の中で、保健所体制・地方衛生研究に係る課題と対応の方向性に関する具体策として、平時から計画的な保健・医療提供体制の整備、保健所の体制・機能の強化が記載されている。

○委員長 説明が終わった。委員から質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ質疑を終了する。

それでは、各委員の意見を伺う。藤井委員。

○藤井委員 新型コロナ等、不測の事態もあり大変だったとよく分かった。人口減少のこと、コロナもずっと続くわけではないであろうことを考えるともう少し様子を見て、継続

審査が良いと思う。

○委員長 次に、大東委員。

○大東委員 私は採択して意見書を出すべきだと思う。現状、医療労働者、介護職員ともに人材不足、労働に見合った賃金になっていないという状況にあり、非常に過酷な状況に置かれている。そういった中で今回、コロナの中で大変頑張ってもらっているということが明らかになっているわけである。先ほど、介護高齢課長が説明したように病院や介護職員の人員配置、賃金については、基本的には国が基準を示してくるわけである。やはり、採択して、国に対してそういう賃金引上げや労働条件の改善、職員の増加を国に求めて意見書を提出すべきであると思う。

○委員長 次に、野村委員。

○野村委員 請願の趣旨はよく分かった。請願者の説明もよく理解できた。しかし、私は趣旨採択でお願いしたいと思う。

○委員長 次に、高柳委員。

○高柳委員 現場の実態は痛いほど、いろいろな情報を通じて十分分かっているつもりである。今日も丁寧な資料をもらった。この間ずっと同じ状態が続いていて、個人的には、今の制度の中で改善が目指せるのかという漠然とした感覚も持っている。賃金で言うと今回労組の代表の新浪さんが6,000円以上出すということなので、春闘にもまず気を配りたいと思う。資料を見てもらうと分かるが、大規模事業と個人請負の格差が激しくなっているということを含めると、この現行制度のままいくと、困っているところはより困る仕組みにならざるを得ないということが見え隠れする。私は抜本的に見直しをしたいと考えている。今朝の朝日新聞にあったが、介護報酬の審議を先送りという話になっている。この新しいやり方にするのか、現行の制度の中で改善を目指すのか不透明な状態にあると思う。新しいところの中で十分沼田市の意見を一致させて、しっかりとした意見として出していくのが望ましいのではないかと考えている。一回、趣旨を受け止めておいて、次回以降委員会としてしっかり議論して、新しい仕組みの中で、意見反映できればと考えているので、趣旨採択でお願いできればと思う。

○委員長 次に、副委員長。

○副委員長 趣旨採択でお願いしたい。請願者の言っていることはよく分かる。報道、新聞等でよく分かっている。ただ、今当局の話も聞いた中でよく考えてみると、国が今動き出している、改善をしている最中だと思う。そこに対して意見書を出すということはいかななものかと思うので趣旨採択でお願いしたい。

○委員長 それでは委員の意見を取りまとめる。

各委員からの意見は採択1人、趣旨採択3人、継続審査1人である。よって趣旨採択すべきとする意見が過半数を超えた。本請願については趣旨採択すべきものと決定することによろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、請願第2号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書」については、意見多数で趣旨採択すべきものと決定した。

以上で請願第2号の審査を終了する。なお、本日の審査結果についての委員長報告は委員会終了後に確認する。

休憩する。

(休憩 午前10時25分から午前10時26分まで)

傍聴者 退出

(2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

次に、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、社会福祉課の所管に係る事項について報告願う。

(安原社会福祉課長 説明)

ア 社会福祉課

・報告事項

1 民生委員・児童委員の一斉改選について

○社会福祉課長 報告事項1「民生委員・児童委員の一斉改選について」説明する。11月30日任期満了に伴う一斉改選が行われ、12月1日に委嘱状交付式を行い、新委員が就任した。任期は令和7年11月30日までとなる。新委員の氏名等は配布した沼田市民生委員児童委員名簿のとおりである。住所、電話番号は取扱いに注意していただきたい。なお、名簿の桜町1から3地区、東原新町5から9地区、上発知町南部、利根町園原及び主任児童委員の1名については、現在選考中なので、決定次第委嘱を行う予定である。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「民生委員・児童委員の一斉改選について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 毎回大変だろうと推察する。欠員が生じているところの状況と民生児童委員の研修のスケジュールを伺いたい。

○社会福祉課長 まず、欠員についてであるが、利根町園原については候補者が見つかった。ただ、正式に決定されていないので今のところ空白の状態となっている。その他の地域については、各区長に連絡して、再度選考していただいているような状況にある。

次に、主任児童委員については、北小区のところだが、柳町、高橋場町、桜町で1名出している。各区長に連絡をとっており、こちらについても選考をお願いしている状況である。

次に、民生委員の研修については手元に資料がないため、後ほど報告させていただきたい。

○高柳委員 毎回苦労していると分かった。大変な作業なので、研修でも丁寧に教えて、丁寧な扱いをお願いしたい。次に、最近の傾向とすると、やはり民生児童委員では抱えきれない課題がたくさん生じてきていると思っている。例えば、民生児童委員の他に協力員等いろいろな形でフォローするような体制を整えている県や市があると伺っている。本市でそういった検討をしているのか伺いたい。

○社会福祉課長 協力員については、現在のところ検討していない。ただ、民生委員で困りごとを抱えて大変だという案件があったら、事務局に連絡していただくようにということでは対応している。

○高柳委員 最近はやはり空き家問題とかいろいろな問題があって、従来の民生委員とは異なるなかなか困難な状況というのがたくさんあるように推察している。そういった焦げ

つきの部分、1人の民生委員が単独の課に照会して、それで終わりということでは済まないことが多くなっていると思うが、そういった案件に対してはどういう対応をしているか。現在の状況を聞きたい。

○社会福祉課長 複数の課にまたがるような案件が生じたときは、担当同士で連絡調整して対応したいと思っている。今上がってくるような話の中では、他の課と連携を取って対応するというようなものはあまりないと感じている。

○委員長 ほかに。大東委員。

○大東委員 今回新しく就任していただいた民生委員児童委員で、全く新しくなった人は何人ぐらいいるのか。高柳委員も言ったように、民生委員が対応しなければならない事案は、最近いろいろ複雑で多岐、多方面にわたる傾向がある。特に、新しくなった人に対する研修はどう取り組んでいくのか。また新しくなった人への連絡や対応の仕方について、担当課の日常的なフォローというか、連絡を取り合っていくとか、どう対応していくのか聞かせてもらいたい。

○社会福祉課長 手元に資料がないので新規の人の数字が分からない。後で報告させていただく。新規の人を含めた対応ということであるが、就任のときの式に私が出られなかったので、基本的にはそこで説明させていただいていると思う。何かあれば事務局へ連絡していただくような形でやっていきたいと思っている。

○大東委員 各地区、白沢、利根町ではそうだと思うが、基本的にはその地域の中で複数の民生委員がいる。多分新しくなった人もいるだろうし、また再任する人もいるので、一つにはその地域の中での連携が取れるような仕組みづくりというか、体制づくりが必要なのではないか。あと、全体としての民生委員児童委員としての研修というか、そういった中でいろいろな事案に対応していただけるようになっていってほしいと思う。その地域の中での連携について取組をしているかどうか教えてもらいたい。

○社会福祉課長 地域の中での連携という部分であるが、各支部ごとに会議を持っているので、その中で地域の委員が集まる。そこで連携、情報共有できると考えている。研修については全員には難しいが各部会がある。コロナで何年かやっていないが、担当している分野については部会に所属している委員は研修を行う。その人たちからの情報共有というような形でフォローできればと思っている。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について報告願う。

(金子子ども課長 説明)

イ 子ども課

・調査事項

1 ぬまた南保育園における「新しいつながり事業(厚生労働省)」の事業実施の検討について

○子ども課長 調査事項1「ぬまた南保育園における「新しいつながり事業(厚生労働省)」の事業実施の検討について」説明する。ぬまた南保育園については、現在、公立保育園として運営を行っている。公立保育園については、庁内に「沼田市立保育園の在り方検

討委員会」を設置して、ぬまた南保育園を含めた公立保育園の今後の在り方について検討している段階である。ぬまた南保育園についても何も確定していない状況なので、「新しいつながり事業」の事業実施について検討は行っていない。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「ぬまた南保育園における「新しいつながり事業(厚生労働省)」の事業実施の検討について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 当該課とすれば、保育園の運営の方で一生懸命だから、違うところで検討してもらおうということだろうと思っている。一般質問させてもらったので、それはもう十分市長には伝わっていると思う。例えば、今の当該課で言うと、群馬県の方にも子ども・若者のネットワーク事業があり、県では必置義務になっている。引きこもり、不登校、就職の話といったものを一遍に受け付けましょうという動きがある。それから今年の3月に孤独・孤立対策室が立ち上がった。今年か去年、たしか菅さんがやっていた。これもそういったところに対応しましょうという話があった。それから昨日改めて資料が出たが、発達障害の人が8.8人に1人という発症率、出現率と出た。通常の保育園に預けて対応することでは困難性が生じているケースがかなり多くなってきていると思っている。現行の保育園で、そういったカテゴリーの中でちゅうちょや戸惑いを感じるようなところがあれば聞かせてもらいたい。

○子ども課長 高柳委員が言ったとおり、発達障害、そういう園児が増えているような状況にある。手帳などを持っている子供については、当然それなりの対応ができるが、手帳等を交付されない境界線の園児については各園、非常に対応に苦慮しているような状況である。その辺については県でも研修等を行ったりしているので、それらに参加していただいたり、対応については保健師とかうちの子ども家庭総合支援拠点の職員も関わっているケースが多々あるので、その辺と連携をとって、なるべくみんなで連携して対応しているところである。

○高柳委員 課長が説明したとおり手帳にまでこぎ着けるのに一つは苦勞するわけである。親御さんとすれば、そこに葛藤や悩みがあって手帳の申請をせずに普通の教室、クラスと一緒に暮らしていることによる大変さ、本人ももちろんだし、周りも保育士の皆さんも苦勞しているということなので、先ほどの話に戻るが、新制度が始まって、間違いなく進んでいくので、ぜひ当該課としても、在り方検討委員会ということが議論されていると思うが、そういったところをぜひ積極的に意見具申してもらえればと思う。それについての考え方があれば伺いたい。

○子ども課長 高柳委員が言うとおり、そういう決定、方針が決まれば、それなりの検討をしていく必要があると思う。仮の話をしてもとは思っている。このまま南保育園を継続していけば当然その検討の必要はない。方針が決まったところで今おっしゃられた意見等を含めて検討していきたいと思う。

○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について説明願う。

(大嶋国保年金課長 説明)

ウ 国保年金課

・調査事項

- 1 従来の健康保険証とマイナンバーカード健康保険証との一体化に係る市民の声について
- 2 市内医療機関等のマイナンバーカード読取機の対応状況について
- 3 国の新たな動向について

○国保年金課長 まず、調査事項1「従来の健康保険証とマイナンバーカード健康保険証との一体化に係る市民の声について」説明する。現在のところ通常どおり紙ベースの保険証を交付している。オンライン資格確認の運用についての要望等は窓口に届いていない。

次に、調査事項2「市内医療機関等のマイナンバーカード読取機の対応状況について」説明する。随時、厚生労働省ホームページで公表されている。11月27日現在の状況は4ページの表のとおりである。前回の報告よりも2医療機関増えている。

次に、調査事項3「国の新たな動向について」は、関係3省庁のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の初会合が12月6日に開催された。議論の内容としては、マイナンバーカード紛失時の再交付期間の短縮やマイナンバーカードを取得しない人の資格確認方法などを今後検討していくということで議論がスタートした。市としても今後の国県等の動向を注視しながら事務処理を適切に行っていきたいと考えている。2年後の秋にマイナンバーカードで統一するという情報しかないので、具体的にどこをどうするというところまでの議論はこれから始まるということなので、議論の進捗状況を注視している。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「従来の健康保険証とマイナンバーカード健康保険証との一体化に係る市民の声について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 説明はよく分かった。実際マイナンバーカードを取得に来た人たちがどういう理由で、例えば今度保険証になるから取得に来たというような話をマイナンバーカードを発行している市民課から聞いているか聞かせてもらいたい。保険証がマイナンバーカードに変わっていくということを市民がどの程度認識しているか、担当課として把握しているのであれば教えてもらいたい。

○国保年金課長 マイナンバーカードの交付自体は市民課で交付手続、事務処理を行っている。今来ている人の一番の目的は、マイナンバーカードを取得して、マイナポータルから要するにポイントが付くのでポイントを取得したい、基本的にはt e n g o oだとかそういう買った買い物ポイントの取得をしたいということで問い合わせが多いと市民課から聞いている。保険証との一体化ということであるが、手続をしたいという人もいる。その問い合わせがあったときはマイナポイントの取得のときに市民課の担当からマイナポータルのところから導入する案内、手助けをして、希望のある人にはそういう対応をとってもらっている。ただ、その保険証はなかなか使える医療機関が少ないので、医療機関からマイナンバーカード保険証でなければ駄目だよとされているわけではないので、通常の保険証、今までどおりの保険証での受診という人が多い。問い合わせがあるというわけではないが、市民の意見としてはそのように聞いている。マイナンバーカード保険証を使っている人はどういったところでメリットがあるか私からも聞いているが、今のところ使ってはみたが「今まで病院から出していた診察券を出さなくてよくなったというところが違ったぐらいかな」というような率直な意見があった。その辺は医療機関によってまちまちな取扱いにな

っているので、そういうことであるが、動向についても適宜、市としても医療機関からの要望等があれば随時聞きながら対応できる部分は検討していきたいと考えている。

○大東委員 実際使った人からどういう意見があるかというのを答えてもらったが、実際資料を見させてもらっても市内で使えるところは少ない。特に医療機関。歯科はちょっと多いと感じたが、そういう中でやはりマイナンバーカードが保険証として、認識されていないという部分が非常に多いのではないか。実際使ってみてもメリットがない。マイナンバーカード自体がそんなにメリットがあるとは思えない。なかなかこれを保険証に統合していくというのは無理があるのではないかと思う。担当課として引き続きマイナンバーカードと保険証の統合に向けて市民にいろいろ情報提供したりしていくという取組を進めていくということか。

○国保年金課長 この話は市としてどうのというスタンスではない。国が令和6年の秋から保険証はなくしてマイナンバーカードに保険証機能を持たせると、河野大臣が記者会見したところからスタートしている。市としても前回の委員会で紙の保険証はなくせないのではないかという意見をいただいた。今の時点で紙の保険証をなくすということはすぐすぐの話ではない。マイナンバーカードを持ってない人の保健証機能をどういう制度で運用するかというようなことは今後国が検討を進めるということになっているので、その経過を注視しているというのが現状である。

○大東委員 国の予定では令和6年度からということなのでまだ時間はあるが、そういった中で実際に市民の声とか、特に医療機関においてマイナンバーカード保険証を使ったということに対してどういう意見、感想があるのか聞かせてもらいたい。

○国保年金課長 市としてみれば直接医療機関にアンケート調査しているわけではない。あくまでも今の時点で読取機を導入している医療機関から聞いている範囲であるが、導入してみて、それで資格確認ができればそれはそれで便利だという意見を聞いている。

○委員長 ほかにあるか。高柳委員。

○高柳委員 これも市民課だとは思いますが、私も今一生懸命勉強させてもらっている最中である。課長が答えたとおりカードを作りに来てくれている人が、ポイントがつくのでというのが、ざっくり言って大半だと。2万円をもらうためには紐付けしなければならない。ICチップ付きということになる。税の情報だけだったらICチップはいらない。2万円をもらうためにこれをする。それから次にいくが、その圧倒的多数はそういうことで認識しているということだよいか。そのICチップは嫌なので、紐付けはしないと人は極端に少ないという認識でよろしいか。

○国保年金課長 所管から外れる部分があるので、国保年金課長としての発言ということで聞き置いてもらいたい。たしかにマイナンバーカード、今のところ市民課の窓口は非常に混雑している。やはり国からの交付金の関係等の来年度以降の算定の申請に係る構想の中で、やはりマイナンバーカードの普及を進めていかなければいけないということで市民課で取り組んでいる。窓口の担当にマイナンバーカードの紐付けをするのに、やはりいろいろ質問に答えている時間、対応が非常に時間がかかると聞いている。ただ交付するだけであれば、「はいどうぞ」と渡せば終わりであるが、それだけでは終わらないので非常に時間がかかって手続きに来る人の待ち時間がどうしても長くなってしまっているということを知っている。今の時期どうしてもポイントの期限の関係があるので、今来ている人につ

いては、どうすればポイントがつくのかという話がメインで申請している人が多いということを知っている。

○高柳委員 答えにくいところ感謝する。その紐付けをするところの説明は、担当のところなので詳しいと思うが、「初めてご利用になられる方へ」というチラシだけ。全国の市町村を見てもA4で10.5ポイントでびっしりである。同意書なので。一番大事なのは事故が起きても国に責任を求めないという同意書である。だから本人同意である。だから強制もできない。私は読むのにおそらく20分ぐらいかかった。考えなければならない。あらゆる場面で申立てをしない。同意したものとみなすと書いてある。大体そこは読まない。それをやっていたら多分半日はかかる。そういうことで私は伸びているのではないかと思うが、その辺の周知やはり同意事項なのでしっかり説明するように国保年金課とすれば指導しているということでのよいのか。

○国保年金課長 たしかに高柳委員が言うとおりに、説明事項の同意書を読むだけで本当に時間がかかる。さすがにマイナンバーカードの交付窓口、市民課で取扱いをしてもらっているがあくまでもその中では全部読んでいる人はおそらくいないので、それを必ず読んでくださいということで渡しているということで国保年金課としては理解している。あくまでもマイナポータルサイトから紐付けの手続きをするというのは、個人の責任において暗証番号を入れる。それについてはそういう手続きをした人については同意がなされているという前提での確認ということで担当課としては理解させてもらっている。

○高柳委員 誠実に答えいただき感謝している。市民課長にこの前聞いた。なぜ強制できないかということ考えたが、昨日総務課で審議された個人情報保護条例との絡みがあって、マイナンバーカードのために作ったのが特定個人情報である。特定個人情報はあくまでも任意で同意事項であるということが法案に書かれているので法律違反になる。実態的に全部納得しなくても、国がやることだからと言って、市民・住民に紐付けしてもらわなければならない。いくら国が作ったカードと言ってもカード会社である。1カード会社が「自分ちのせいじゃないよ」ということを「あなたは認めましたよね」と同意させるということについてどのような考えを持っているか。

○国保年金課長 高柳委員の意見、個人情報の問題、取扱い、そのとおりである。ただ一つにはマイナンバーカードの使用責任というのは、あくまでも自己責任の話であり、マイナンバーカードを取得する時点、それを所持するということはその個人の権限で管理をするという大前提である。国保年金課の立場で言わせてもらおうと、やはりそのマイナンバーカードに保険証機能を持たせてあることについてどういったデメリットがあるかという部分で今議論の中心が来ている。12月6日に開催された3省庁の会合の中でもマイナンバーカードを紛失して再交付までに時間がかかると。今通常1か月ぐらいは最低でもかかってしまうのでその間どうするという話が出ている。今度マイナンバーカードになることによって今までは健康保険証、月に1度窓口で出せば資格確認が取れたが、受診の度にマイナンバーカードで資格確認を行う必要があるといった部分の取扱いの変更。1番の問題はマイナンバーカードを取得しない人をどういった制度でフォローしていくかといった部分の話である。その辺がやはり国保年金課の保険証との統合では主になる話と思っている。そもそも個人情報の話については、このマイナンバーカード自体が強制ではないので、あくまでも任意取得だという大前提があるので、その取得することについては任意で取得して

いるものだという認識で対応させてもらっている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項2「市内医療機関等のマイナンバーカード読取機の対応状況について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 この前は設置の医療機関が15ぐらいと言っていたが、32あるので1か月で倍増したと理解している。このペースでいってもなかなか難しい。今朝総務省の担当の部長クラスの人が40分ぐらいの動画で推奨しているビデオを観てきたが、1件40円、40ポイント、余計くれるよということで先ほど課長が答えたとおりである。医療機関と行政はこれを設置すれば軽減に繋がるが本人は毎回提示しなければいけないのと、例えば0歳児は写真がいらぬ。本人確認はできない。こういった新たな問題も最近は出てきているのでどうすればいいのだろうと。1歳のときに写真を撮ったものが10年はいらぬわけである。10年ごとの更新なので。そういった問題もどんどん出てきてしまって、そんなに使うこともないし、結果的に「紙ベースの保険証の方がいいよね」という人に対して、やはり私はしっかりと説明するべきだと思っている。今のカードリーダーの進捗状況、これは補助金が200万以上のところ100万円。それで30万と20万。薬局とドラッグストアで補助金が出ると書いてあった。それをやってもついていけないのではないかと思うが、進捗についての考え方があれば聞きたい。

○国保年金課長 市で特に読取機の普及啓発をしているわけではないので何とも申し上げにくいところである。まず1点目が半導体不足で機械自体の必要量がなかなか確保できていないというのが国の説明にある。市内の医療機関でもそうだが機械はあるがセットアップのエンジニアが確保できずまだ使えないということもある。ただ各医療機関の本音を聞かせてもらおうと、国の制度で決まったことなのでやらざるを得ない、やらないという選択肢は基本的にはないという現場の声があるということは承知している。実際、前回の委員会の中でも「高齢者の医者のところは機械を入れなければ廃業しなければいけないのか」というような意見もあったと思うが、実際廃業するかというのはそれは医者の判断なので何とも言えないが、現実的には医療機関では機械がなければやっていけないので、順次導入を進めていきたいというのが現場の意見としてあることは承知している。

○委員長 ほかに。大東委員。

○大東委員 実際に、カードリーダー、読取機を使ってトラブル等が市内の医療機関や薬局等で発生したことがあるのか。全国的には読取がうまくいかないみたいなことが結構出ているみたいだ。結果として職員が立って状況を見ているところが少なからずあるようだ。市内ではそういったトラブルは生じていないのか。

○国保年金課長 具体的にトラブルがあったという話は聞いていない。使用頻度の問題もあると思う。承知はしていないが、データは必ず受付で読み取って確認しているので、例えば紙の診察券の人とカードリーダーの人で順番が混乱したということもないと導入している医療機関の意見としては聞いている。

○大東委員 実際に読取機を使って事務的と言うか、そういったものが煩雑になっているわけではないということなのか。今の紙ベースの保険証は、月に1回見せればいいので、月に1回持って行けばいいが、マイナンバーカードにしまえば毎回使わなければならない。そういった意味では紛失する可能性が高い。持ち歩く頻度が高くなればそういう恐

れもあるのではないかと思う。実際使っている人に対する啓発を含めてどうしているのか。これからの考え方があれば聞かせてもらいたい。

○国保年金課長 大東委員の指摘のとおり、一番心配しているのは紛失の問題である。国の12月6日のときの検討会の議題がマイナンバーカードを紛失したときに再交付までの期間がかかり過ぎなので改善しなければいけないということで共通認識を持たれているということである。その取扱いについては、今後国から処理の流れなり、確認方法なり、マイナンバーカードを取得していない人への対応なり、どういう制度でやるのだということについての細かい内容が決められるものと理解している。正式にアンケートをして回答をもらっているという話ではないが、現場の医療機関で事務処理が煩雑になったという意見は聞いていない。逆に今までよりも病院、医療機関が独自の診察券を出さなくてよくなったので、その手間はかからなくなったと。基本的に医療機関で保険証を確認したときに何年何月という欄にチェックを必ず入れなければならなかったのが、まずその手間がなくなったと。逆に毎回資格確認ができるので、例えば資格が変わったときに本人の申立てがないと過誤になってしまうようなケースがおそらく減るのではないかとということを現場の医療事務の人が言っていた。定着していけば、逆に資格確認は毎回常に最新の資格確認ができるということで、逆に利便性が高いのではという話は聞いている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項3「国の新たな動向について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 デジタル庁ではなく総務大臣だったと思うが先日記者会見した。地方交付税についてである。中間点、取得率53. 数%以上を優遇するとはっきり言った。先ほど言ったとおり任意である。任意のものを53. 幾つ以下だったら差別するというのは問題があるのではないかと考える。それについてはどう考えるか。私はE T Cカードと同じだと思っている。E T Cカードがなければ吉岡で降りられない。持っていようと持っていまいと大きなお世話である。持っていなければ駒寄で降りられないというデメリットを甘んじて受ければ済むわけである。今度は持っていない人は罰金ですよとされているのと同じになるわけである。個人的にそれはやりすぎだと思う。先ほどの答弁の中で行政や医療機関の手続きが楽になった。ヒューマンエラーが少なくなったというのは私もよく知っている。それがなければやる意味は全くない。やはり本人の利便性や個人情報が流出してしまうということを最優先に考えてあげないといけないと思っている。この交付税に差をつけるということについて課長としてどう考えているか。

○国保年金課長 交付税の算定にマイナンバーカードの普及率を見る見ないという話のところであるが、見ることに對して、県内各市町村の中でもおかしいのではないかとという意見があったことは事実であるが、これはあくまでも交付税の話である。財政課で所管していることなので、私から申しあげることではないので理解いただきたい。また、マイナンバーカードの普及については、国の方針としてやっていることなので沼田市として国の方針に沿った形で対応せざるを得ないというのが現状であると認識している。そういった回答でよければお願いしたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で国保年金課を終了する。休憩する。

（休憩 午前11時15分から午前11時20分まで）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

健康課の所管に係る事項について説明願う。

(武井健康課長 説明)

エ 健康課

・調査事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について

・報告事項

1 出産・子育て応援交付金について

○健康課長 まず、調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。配付の資料を御覧いただきたい。(1)の新型コロナウイルス感染状況について説明する。12月13日に県内の感染者が3,576人で過去最多となった。これまでの最大人数は8月4日の3,084人だったので、それを大幅に上回っている。病床利用率も72.4%と高い水準になっている。資料については11月の常任委員会の資料と同じく、群馬県ホームページ掲載の新型コロナウイルス感染症の発生状況を基に作成した。直近の12月4日の週において1万6千人を超える新規感染者が確認されている。感染者の全数把握が簡素化された9月26日以降、新規感染者数を前の週と比較した伸び率では100%を超えており、引き続き感染拡大傾向に変化はない。11月20日、27日の週では、若干伸び率が落ちたかと思われたが、直近の12月4日の週の伸び率は110%を超えている。年代別の感染者では引き続き10歳未満、10歳代の占める割合が高く、直近の週では4,909人で30.6%、また、70歳以上の割合も高くなっており1,919人で12%を占めている。表の下の左側のグラフでは、県内感染者の全体数、医療機関陽性判明分、県フォローアップセンター登録者数の推移を掲載した。右側のグラフでは、県内感染者数の前橋、高崎管轄と他県管轄の推移を掲載した。11月20日の週に伸び率が鈍化したのが、直近の週では伸び率が高くなっている。2ページの上の棒グラフは年代別の内訳となっている。20代、50代、60代の感染者が少ない傾向が続いている。その下のグラフは、日ごとの感染者数と病床使用者数の推移を掲載した。見にくいグラフであるが、棒グラフが感染者数の推移である。日ごとのため日曜日が少なくなる。折れ線グラフの一番上の青が病床使用数になる。12月10日では676床のうち473床、70%の使用率になっている。その下の橙色の折れ線グラフは宿泊療養施設の利用者で1,727床のうち269床を使用している。

次に、3ページに12月5日現在のワクチン接種率を掲載した。前回の11月7日現在と比較すると、本市全年齢での4回目の接種率は46.6%で、前回から6.4ポイント、5回目の接種率は8.4%で8.2ポイント伸びている。1回目から3回目までの接種率の伸びは少ない状況が続いている。なお、5回目接種の対象者は高齢者と基礎疾患のある人であり、65歳以上年齢では20.8%となっている。

次に、前回報告以降の市内クラスターの発生状況について説明する。介護事業所4施設、高齢者施設2施設、高齢者福祉施設2施設、医療機関、福祉施設それぞれ1施設、合計10施設でクラスターが発生している。

次に4ページになるが、厚生労働省の報道発表のインフルエンザの感染者数の状況である。12月5日に高崎市中学校でインフルエンザによる学級閉鎖の新聞報道もあったが、12月に入って県内でも発生が確認されている。直近の12月第1週では、県内の発生者数は9人で平成30年と比べると少ない状況であるが、これから厳冬期を迎え、空気の乾燥と室内換気がおろそかになる恐れがあり、また、年末年始における人流も増加することから、新型コロナウイルスの感染状況とインフルエンザの感染動向を注視していきたいと考えている。

次に、報告事項1「出産・子育て応援交付金について」説明する。12月2日に成立した国の令和4年度第2次補正予算により新たに創設された事業となる。資料1の事業の目的にあるように、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない現状の中、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるように伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施するものである。2の事業の内容では、イメージにあるように、伴走型相談支援として、妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の相談の随時受付等を継続して実施することにより必要な支援を行う。経済的支援としては、妊娠届出時に対面による面談を実施した後に出産応援助成金として5万円、出生届出から乳幼児全戸訪問までの間に対面による面談実施後に子育て応援助成金として5万円を支給するものである。対象者については、令和4年4月以降に出産した人全てを対象とすることから、4月から12月までに出産した人に対しては、1月中に面談に代わるアンケート用紙と申請書を送付し、回答を受けて、出産応援と子育て応援助成金、合計10万円を支給する。なお、1月以降に出産する人に対しては、国の要綱に基づき、面談及びアンケートを実施し、支給を行っていききたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 感染状況についてであるが、以前は全数把握なので間違いなく全員の数が把握できたが、今は自らが県のあれに届出をしなくてはならないので、今発表になっている数が100%そうだとはい切れない。だから県のあれに自分が届出をしてないと若干いく可能性があると思うが、そういう認識でいいのか。

○健康課長 感染者の全数把握については65歳以上の人と重症化リスクのある人、妊婦等の人が全て報告するような形で継続している。それ以外の数字というのはHER-SYSというシステムを使って県に報告されている。その他に自分で検査して陽性が判明した人については、自分で登録して陽性が確認されるということになるので、その段階で登録しなければ当然陽性者としてカウントされない。先ほどの県登録センターに登録したという人が自分で検査をしたとかそういう形で陽性が判明した人になる。病院で陽性が確認されても軽症の人はフォローアップセンターに登録しないといろいろな受益というか、連携や買い物支援、パルスオキシメーターの支援などが受けられないので、それについては自分で登録してもらうということになる。病院で判明した以外の人というのは、今もかなりいるようなのでこの数以上の陽性者が現在もいるものと考えている。

○大東委員 分かった。利根沼田保健所管内の感染状況であるが個人的に増えてきていると思っている。結構コロナ病床もいっぱいになっているとか、PCR検査もなかなかでき

ないというような状況があると聞いているが、今、感染者が増えている状況の中で医療機関がどういう状況になっているのか。また、どういう対応をしているのか健康課として把握しているか。

○健康課長 病院の状況であるが、かなり混んでいて発熱があつて病院に予約しても受け持ってもらえないような形の話をしている。当然そういうことであれば、外来とか医療は少し逼迫の状況が強まっているものと考えている。PCR検査等については、無料できるところなどの状況については把握していない。

○大東委員 感染者が増えてきている状況にあるので、各医療機関でPCR検査を希望してもなかなか受けられない。以前は上原の警察署跡の所で、医師会がPCR検査をしていたが、今は中止をされているのではないかと思う。またそれを再開するような話、医師会と何らかの協議はしているのか。これからどうするのか。

○健康課長 上原の休日診療所において行われている医療であるが、施設を改修して通常の医療まで受けられるような形で完成しているという話は聞いている。その中で検査キットがあるので、そこでも検査をするような話で広域の事務局から聞いている。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 いつも詳細な資料をいただきありがたい。2ページの感染者数及び病床使用者数推移という表で赤の線。うち重症者数。下のアンダーラインとほとんど変わらないが、世間ではマスコミも含めて感染者数が増えれば重症者数もそれに比例して増えると。こういう話で皆さん恐れていると感じる。調べてくればよかったのだが、群馬県でECMOを使用していたり、ICUに入っている人は実際増えているのか。分かれば伺いたい。こういう状況下においても、来月またGOTOをやるみたいだが、GOTOをやるとホテルがいっぱいなので、ホテルの利用が足りなくなって使用率が増えるという傾向がある。こういう状況下で、今の5類、2類から5類へという話があるが、医師会はそうではなく、その中間のようなものを作った方がいいと副会長は記者会見で言っていたように思う。正式な医師会の考え方というのが健康課に入っていれば伺いたい。

○健康課長 はじめに重症者の数であるが、下の方を推移しているような状況で、2とか4とかといった状況である。直近、昨日の状況であるが、重症の人、37病床のうち6人になった。その前に全体としては、今回重症数が増えて681病床のうち501のベッドが塞がっているという状況である。その他に重症というような形で中等症、人工呼吸器をつけている人が昨日の段階で140人いる。私は重症というのがECMOとかそういった認識でいたが、そのほかに呼吸器をつけているということで中等ということであるが、ある程度病状は重いものと想定している。医師会の関係であるが、細かい話については医師会長からも聞いていない。それに対して私たちからこの分類の引き下げについてどう考えているかという問い合わせもしていない。

○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項1「出産・子育て応援交付金について」質疑はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で健康課を終了する。

○委員長 以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(7) 今後の日程について

○委員長 次に、次第（7）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりを実施したいと考えるが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

（健康福祉部 退室）

(3) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（3）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

（市民部 入室）

(4) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第（4）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。

（田邊市民協働課長 説明）

ア 市民協働課

・報告事項

1 沼田市地域コミュニティのあり方ビジョンについて

○市民協働課長 報告事項1「沼田市地域コミュニティのあり方ビジョンについて」報告する。資料8ページを御覧いただきたい。本ビジョンは沼田市地域コミュニティのあり方検討委員会での協議によりまとめられたもので11月30日の最終協議を経て、昨日、市長への報告を終え、市へ提出されたものである。提出のタイミングから委員へ事前配布できず申し訳なかった。このビジョンは9ページの委員名簿にあるように地域づくりモデル事業参加者や市民活動団体、ボランティア団体、市内法人、庁内関係課長など多様な人たちにより全5回にわたり意見を聴取し、今後の地域コミュニティのあり方について市民と行政の意見を取り入れてまとめられたものである。

それでは概要を報告させていただく。1ページ目を御覧いただきたい。ビジョン策定の趣旨である。そのまま読ませていただく。「人口減少、高齢化が急速に進む中であっても、地域の組織は形を変えることなく、男性を中心とし、長く住んでいる年配者だけで物事を決めようとするような昔からの体制が引き継がれてきています。それにより、役員の担い手がなかなか見つからず、同じ人が何役も掛け持ちするという状況が生じ、負担感や疲弊感を感じるという地域からの声は大きくなっています。一方、人口減少、高齢化に加え、住民ニーズの多様化、社会環境の急激な変化により、地域の暮らしをめぐる課題が複雑化、多様化していますが、これらの課題は行政だけでは解決が困難であり、むしろ地域の力が

なければ解決できないものが多く含まれています。」こうした状況から「今まさに、持続可能な地域コミュニティのあり方を考える必要があります。」という提言をいただいている。

2 ページ目を御覧いただきたい。委員から寄せられた地域の課題が確認されている。時間の関係から後ほど御覧いただきたいと思う。

4 ページ目を御覧いただきたい。第3章はこのビジョンで最も重要な部分になる。そのまま読ませていただく。「1 地域コミュニティの今後のあり方」、「今までは、隣近所や町区(行政区)という単位での地域の支え合い、助け合いのもと地域のコミュニティが成り立ってきましたが、そうしたつながりは、人口減少、高齢化などにより徐々に弱まりを見せています。そのため、さらに広いエリアに住民の輪をひろげ、情報が集まり、より多くの地域資源を有する新たな地域コミュニティを考える必要があります。そこで、町や区を超えて、顔が見える範囲である概ね小学校区の単位を「広域コミュニティ」として、地域住民や団体等が連携できる仕組みづくりが求められます。」として今後の地域コミュニティは、人材発掘と相互連携のための広域化が欠かせないものととらえております。」と、本文に戻るが、その下に「当委員会では、広域コミュニティの役割として重要と考える次の5つの視点を提案します。」として広域コミュニティには5つの項目の機能を満たす必要があると定義される。1つ目の「地域の暮らしを支える仕組みづくり」であるが、「住民相互の支え合いのもと、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域を目指し、地域の暮らしをめぐる課題を地域の力で解決していくために必要な体制を整備することが求められます。」として住民相互で課題解決する体制が求められている。2つ目の「地域内外の団体等の連携・横のつながり」であるが、地域同士、団体同士、異業種同士などがつながりを深め、連携していくための仕組みづくりが求められる。モデル事業でも盛んに出た内容であるが、団体などが横につながって連携していくことが必要ということである。3つ目の「地域づくりのビジョンの作成」であるが、どんな地域にしたいのかなど、住民同士で夢や希望を語り、今後の地域づくりの目標(ビジョン)を共有する必要があります。さらに、地域づくりのための行動計画(地域計画)などを作成し、周知していくことが求められます。ということでもわかりやすい目標があり、それを住民が共有してそれに向けた具体的な行動の計画が求められている。4つ目の「多様な人びとの参加に基づく話し合いの重視」、「誰もが本音で地域のことを語り合う場が重要となります。多くの地域住民が意見を出し合い、共有することで、一人ひとりが地域の一員であるという認識を生み、多様な人びとが参加する地域づくりの仕組みへと結び付いて行きます。」ということでもこれもモデル事業においても確認された考え方である。5つ目の「新たな人財の発掘・育成」であるが、「年齢や性別に関わらず、広い視点から地域づくりを担う人財を発掘し、地域の将来を担うリーダーとして育成する必要があります。併せて、地域の課題解決をアシストする組織(実動する団体など)の編成や、地域内外のつなぎ役として、地域のコーディネーター役を育てることも大切になってきます。」として地域を担う新たな人材発掘と地域課題解決のための実行部隊の編成、コーディネーターの必要性が述べられている。以上が広域コミュニティにおける必須の機能となる。

続いて6 ページ目を御覧いただきたい。新たな地域コミュニティの形成に向けた環境整備ということで、今度はそうしたコミュニティの形成に向けて必要と委員会が考える行政の支援が提案されている。1つ目が、人に関する支援ということで、現在モデル地区で活動

する「よりそい隊」のように「縦割りの行政の仕組みを見直し、行政が一体となり地域に寄り添っていく形が必要である」と示されている。また、地域づくりの専門家を地域に派遣するなど、地域の実情に応じた支援策を継続する必要性も求められている。2つ目が、経済的な支援ということで「広域コミュニティ」の設立や運営を進める上で一定の財政支援が求められている。3つ目が、適切な情報の提供ということで、市内の各地域の取組を広く収集し、内外に発信するなど互いの情報共有が求められている。また、引き続き地域づくりに関する講演会やシンポジウムの開催など、多様な学習機会を通じた情報の提供も求められている。4つ目が、活動拠点などの環境整備ということで、この項目が行政支援としては最も大きなものになっている。地域活動の場所については、コミュニティセンターや市民活動センターの活用、空き家、空き店舗の利用など、それぞれの地域の実情に応じて環境を整えるべきであると考えている。また、拠点においては、コミュニティスペースの場を確保し、地域住民との交流を図るとして交流、居場所となることが求められている。また、人と人、団体と団体などのつなぎ役であるコーディネーターを配置するとして連絡調整の要となる人の配置が求められている。また、地域づくりに関わる様々な相談に対応できる総合相談窓口を設置するなどの機能が重要であると考えている。これは地域づくりに関してのより深い知識を備えた人の配置が求められている。そのほかにもコーディネーター等の支援者(支える側)が学ぶ場、情報を収集・発信する場を設ける必要がある。具体的には、支援者の悩みを共有したり、ノウハウを高めたりするなど、支援者の取組を支えるための環境整備が求められている。以上が本ビジョンの概要であるが、市民協働課ではこのビジョンを受け、今度は本市としての地域づくりに向けた方針を作成しているところである。これを今年度中には市民に示せるように準備を進めている。2月の常任委員会では先に示すことができるようなスケジュール感でいる。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「沼田市地域コミュニティのあり方ビジョンについて」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 説明はよく分かった。書いてあることも今の沼田市にとって非常に必要、大事なことだということは十分理解できる。ただ問題はやはり具体的に何をするのか、どういうふうにして人に地域から参加してきてもらうか。高い理念だと思うし、これを実践していけば、また地域が新しく生まれ変わっていくのではないかという気がする。ただ、やはりそういう高い理念、そういったものに対して、どうやって参加してもらっていくのか。具体的に進めていくということが、やはり必要ではないかと思う。すぐできるわけではないと思うがどういう取組を今後予定しているのか聞かせてもらいたい。

○市民協働課長 こちらの地域づくりの考え方というのが、昨年度から行っている地域づくりモデル事業がまさにそれである。活動をもって、地域の人にこういった地域づくりについての考えをきちんと浸透させてもらって、それを発展的にモデル地区においては振興協議会とかしっかりしたものがあるので、その中で広げていって、地域づくりを進めていっていただくような方向が一番良いと考えている。

○大東委員 やはりこの地域の中で同じ人が幾つも役を持っていてある意味疲弊感を感じている。それは多分どこでもそうだと思う。そういった中で新たに地域づくりを一緒にやりましょうということ地域に投げかけてもすぐに新しい人がどんどん出て、担い手がどんどん出てくる可能性は少ないのではないか。今いろいろ役を持って頑張っていて、地域で中

心として活躍している人のところに必然的にいって、さらに疲弊感ということに繋がりがねないのではないかと。本人がやりたいと言うのであればそれで結構だが、そういう地域の中での人材発掘をどうしていくのかというのが課題になってくるのではないかと思う。その点についてはどのように考えているか。

○市民協働課長 こういったことをやり出すということでさらなる負担、こういう走り出しのときにはそういったことが起こるかもしれないが、この取組を進める中で、既存の団体等が地域にはたくさんあると思う。そういった団体、目的が似たようなものを例えば統合するとか、そういった方法をもって団体の整理も同時に進めて、そういう負担感を減らしていくことができれば良いと考えている。

○大東委員 やはり沼田市でも地域が同じような状況ではなくて、例えば利根町では高齢化がかなり進んでいる。高齢化が利根町ほど進んでいない地域もある。地域の中でアンバランスがある。そういった中で高齢化が進んでいる地域での人材の確保は非常に難しいのではないかという気がしてしまう。そういった地域に応じた対応というのが、今後必要にはなってくるのではないかと思う。そういったときに行政、市として、「よりそい隊」というのがあるということだが、やはり市と地域とがどういう形で一体となって取組を進めていく仕組みが作られていくのか聞かせてもらいたい。

○市民協働課長 現在、モデル地区、白沢、利根で進められている取組もそうなのだが、コミュニティセンターを核にして取組を進めている。コミュニティセンターは承知のとおり出先にはなるが、逆に地域の中に非常に溶け込みやすいということがあるので、コミュニティセンターを真っ先に核として、そういった地域の人のお話をいろいろ細かく取り入れながら。人口が少ないところは少ないところなりのやり方というのがあると思う。かえって少ないところはより危機感も強いということで、地域のことを真剣に憂えている人もいるという考えもある。地域に寄り添って進めていきたいと考えている。

○副委員長 すごくいい取組だと思う。内容については出ているのでよく分かっているのだが、例えば9ページ、モデル地区でずっと私も参加させてもらっているのが分かるが、市長が以前言った、例えば白沢、利根地区。この辺が動き出していると思うがその状況がどうなのか。設置要綱第3条第3項のところ。市長が許可した場合だと思うが、アドバイザーとは具体的にどういう人か。極端に言えば櫻井先生みたいな人、ああいう人を地域に呼んでアドバイザーとして話をしていくのか。それと7ページの4番の活動拠点などの環境整備である。おそらく市民協働課だけの話ではないと思っている。私もコミュニティセンターを活動拠点としてやらせてもらっているが、2行目、空き家とか空き店舗と書いてあるが、これはどこが所管になるのか。誰と相談したらいいかということも教えてもらいたい。

○市民協働課長 白沢、利根については、今年度2回ほど白沢、利根の人に向けた講演会を開催した。その講演会を受けていただいて、そういう地域づくりに関心を持った人がモデル地区の話合いを始めたいということで発起人のような形で話を受けている。白沢については、その話合いが2回ほど行われて、つい先日、櫻井先生を入れて、モデル地区と同じような取組を始めている。利根については、まずは先生を入れないで話合いをしたいという要望があったので、集まっていたいただいて、一度、市と話合いを行っている。そこでもいろいろ意見が出たが、以前の合併協のときの協議会のようにならないか

という心配がされているようなところもあったが、今度、櫻井先生を入れてその辺の確認をしながら、話し合いを始めていくような形で進めている。空き家と空き店舗については住民が集まる場所として考えられるという提言であり、どう活用していくかということについては、まだ提言書を見たところなので検討には至っていない。今後の検討とさせてもらいたい。10ページのアドバイザーについては、コミュニティのあり方検討委員会のアドバイザーということなのであくまで検討委員会をやっている間のアドバイザーなので櫻井先生にお願いしている。今後の地域づくりのアドバイザーについては、地域の要望によって検討させていただくのかと思っている。現状、白沢、利根が櫻井先生を入れて進めているところがあるので、まずは櫻井先生が考えられると思っている。

○副委員長 分かった。アドバイザーについてはその方向でやってもらって結構だ。一番心配しているのは利根地区である。どうまとめられるのかということである。名簿の人がどうこうではなく、やはり合併後の話もあって心配していた。名簿だけで言うとなるべく白沢、利根の人にも入っていただいて継続してもらいたいと思う。

○市民協働課長 利根については、市長も大分心配している。先日区長会が開催されたときに市長に説明に行っていたいて、地域づくりを進めるということでした承いただいたということを聞いている。事務局としては、利根、白沢については、やはり振興協議会がないということで市がより丁寧やっていかなければいけないということを感じているので、一つずつより丁寧に進めていきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。

休憩する。

（休憩 午後0時8分から午後1時10分まで）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

環境課の所管に係る事項について説明願う。

（小林環境課長 説明）

イ 環境課

・調査事項

- 1 三峰山盛土問題の経過について
- 2 佐山町の民間最終処分場の建設について
 - ア 最新の状況について
 - イ 将来展望ゾーニング計画の詳細について
- 3 指定ごみ袋の値段について
- 4 利根沼田地域の各自治体のごみの分別方法の現状について

○環境課長 まず、調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」説明する。

現状としては、9月に提出された小規模特定事業許可申請書について、引き続き、申請の内容について協議を行っている。市としては、今後も関係各課と情報共有を行いながら申請者への対応を行いたいと考えている。

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場の建設について」、「ア 最新の状況につい

て」説明する。佐山町の民間最終処分場いわゆる沼田ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場事業については、別紙資料1にあるように、現在、県において廃棄物処理施設等の設置手続きの事前協議における合意書の提出及び大規模土地開発条例に係る手続きの大規模土地開発事業審議会開催の段階に入っていることを確認しているところである。

次に、調査事項2の「イ 将来展望ゾーニング計画の詳細について」説明する。11月の常任委員会で報告した資料に記載されていた事項と思う。この件に関して資料提供者である事業者を確認したところ、別紙資料2に記載されている将来展望ゾーニング計画及び産業調和型フォレストパーク構想については、地元、佐山町北部地区にある地域運営委員会において事業者と協議された内容が記載されているものということである。具体的なゾーニング計画の詳細については現段階では決定されていないということを確認した。

次に、調査事項3「指定ごみ袋の値段について」説明する。資料3を御覧いただきたい。県内12市、利根郡4町村のごみ袋の値段をまとめたものである。まず、有料化については、12市では太田市の1市のみである。利根郡内においては川場村、昭和村、みなかみ町の3町村が有料化を行っており、卸売価格に処理費用を上乗せしているため他に比べて割高な金額となっている。高崎市、館林市、富岡市については指定ごみ袋を定めていないため比較できないので金額については省略した。前橋市、みどり市については、複数の卸売業者による自由価格での販売のため、両市の担当者も卸売価格を把握していない状況だった。参考に通信販売サイトに掲載されているごみ袋の価格を載せた。販売ロット数が膨大なため比較的安価な金額となっている。最後に片品村については、資料に掲載の価格は村において要項で定めた小売店での販売価格となっているので他の卸売価格に比べて割高な金額となっている。以上のことから沼田市と類似性がある市町村は、伊勢崎市、渋川市、藤岡市、安中市の4市になると考えられる。4市の卸売価格の平均は可燃ごみ大が12.7円、中が9.8円、小が7.7円といずれも沼田市の卸売価格よりも若干高い。

次に、調査事項4「利根沼田地域の各自治体の分別方法の現状について」説明する。資料4を御覧いただきたい。5市町村のごみの分別収集状況をまとめた表である。現在、沼田市における本庁・白沢支所管内では、17品目による分別収集を行っている。また、利根支所管内では、尾瀬クリーンセンターで収集を行っており、片品村と同様の分別による11品目で収集を行っている。なお、他町村の分別収集としては、昭和村が3品目、川場村が14品目、みなかみ町が13品目となっている。品目の違いについては、例えば沼田市では茶色びん、無色びん、その他の色びんをそれぞれ分けて集めているところを他では一緒の袋で収集し、その後に分ける作業を行っている。住民に分別してもらうか、自治体側で分別を行うかの違いがある。また、プラスチックについては資源化を行っているか、そのまま焼却処理をするかの違いがある。なお、昭和村の分別収集品目が少ない点については、昭和村が資源については通常の収集は行わず、団体による集団回収を行っていることから他の市町村とは異なった集計となっている。いずれにしても、収集方法は異なっているが住民による分別は、他市町村も同様に行われている。今後のごみ処理広域化においてごみの分別方法については、統一化を図っていくことで進んでいる。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 協議中ということだが、どのような問題があつて協議をしているのか。協議

内容。前回聞いたときはもう施主はどんどん進めたいと。どのような問題を協議しているのかということと、この協議はいつ頃をめぐりにオーケーが出て着手するのか。これは想定で構わないが教えてもらいたい。

○環境課長 まず協議の内容についてであるが、9月に提出された申請書の確認をしているところである。その中において、事業自体が小さいせいか設計している業者も事務がなかなかかどらないといった点もあり、図面の訂正とか、そういったところを中心に行っているところである。なお、その図面の訂正についても、従来説明しているように都市計画の開発協議等に使えるような部分において、同時に実施させてもらっているところである。そういった観点から今後の予定については、書類が整えばその申請を受けて許可するという段階に入ると思うが、まだ前段の図面等の整理ができていないというのが現状である。（「よく聞き取れなかったが土の重量と言ったのか」との声あり）図面である。計画図自体がこちらが求めるようなものが出来上がっていないので、そこの修正をコンサルに依頼しているところである。

○副委員長 目視する限り、要するに開発行為に準ずるような残土のやり方ではないことはもちろんよく分かっているが、その図面というのは開発上の図面か。簡単に言うと、当局側が求めている図面というものはある程度決まっていると思う。それを書いてもらえばいいという話だと思う。提出しない理由は何なのか。

○環境課長 副委員長が言うとおりで。うちが求めているものは、開発並びに条例に対しての添付図面ということになる。ただ、協議をして指示させてもらっているが、指示を満たすような図面がなかなか仕上がっていないというような状況である。一応面談をして指示している。処理のスピードが今のところ上がってきていないと感じている。

○副委員長 場所的に地形は分かっているので、指導をこちらから出すというぐらいでないと進まないのではないかと。その上に盛土をしたくてやっているわけではなく、その上に太陽光パネルを設置したいという願望があったから、あのようなことをやったわけである。極端な話で言えば、別にお金のやり取りは別だが、当局側の指導、こうしろという指導をするしかないとは思っていた。そうじゃないとここでまた時間がかかってしまう。それから今度開発行為の審査をするわけである。いつまでもいつになったら着手するのかという話になってしまう。指導というのは罰則的な指導ではないが、当局側には審査するプロ集団があるわけなので、明確に示してしまえば、あとは相手方が業者使って書かせるか分からないが、もっと早い話で進まないはずと同じ話になってしまう気がする。その辺はどうか。

○環境課長 説明不足で申し訳ない。基本的には依頼者の依頼を受けた業者とやっている。指導についても来ていただいて、図面を書ける業者が打ち合わせに来ている。その中で、うちの担当と都市計画の部門の担当で1回見せていただいたものに対して、基本的な文章、ここをこうしてくれとか、そういった指導は一応はしているが、なかなかその仕上がりが見られないというのが大変残念なところである。そのやりとりについてもなるべく密にしているので、普通の申請業務であれば年内には上がってくると考えている。

○高柳委員 この前私が言ったとおりで、パソコンで積算すれば出るはずである。私は建設にそれほど詳しくないが、今のパソコンだったらこの前、出してもらった図面で盛土がどのぐらいというので体積は出るのではないかと。この前は今にでも始めたいぐらいという

話をしているが、実際はその容量の中で幾らか段々畑みたいにしてソーラーパネルをつくりますという完成図が出てこない方がおかしい。それは出てくるまで待たなければいけないのかという私はそのようなことはないと思う。来年、家建てますよと言った人が来年も再来年も建たないと言っても待ちますよと言うかというところとそういう話にはならない。これは期限を切って先ほど課長が言ったように、年末ぐらいまでがせいぜいかなと言うのだとすれば、市民からすればそれは当たり前である。建てますよと言ってきたのに、計画しているがいつまでも出ないというのでは世間で通じない。通用しないと思う。家を建てる時にいつになっても着工しないというのは契約違反である。どこかで期限を切ってもらいたい。

○環境課長 大変もっともと考えている。いずれにしても申請、許可を求める申請業務というところと、今回のケースはもう現場に土砂も搬入されているというちょっと特異なケースである。本来は事業者の申請に基づいてというところも承知はしているが、うちもその指導という形も考えているので、期限についても検討させてもらいたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場の建設について」「ア 最新の状況について」及び「イ 将来展望ゾーニング計画の詳細について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 「将来展望ゾーニング計画について」聞きたい。いろいろな構想があって、介護施設や在宅介護サービスの施設などを造ったりする事業が展開されていく計画がされているようだが、実際こういった事業を展開する際には、会社がこういった事業所を連れてきて、この会社がそういった施設建設等をやっていくということなのかどうか教えてもらいたい。

○環境課長 最初の説明の中でも触れさせてもらったが、これについて事業者を確認したところ地元の運営委員会と協議する中で、今回この施設を造った後に「弊社の土地がありますよ」とその土地の活用方法として議論をした部分ということで、具体的な詳細については、事業者等々もまだ入っていないということを言っていた。私が言うのが適切か分からないが、あくまで地元との会話の中で本体の事業として成立した後に、今後は会社と地元で「こういうことをしていったらどうですか」というような協議をした内容というふうに聞いている。

○大東委員 実際にこの会社は草津に同じような施設を造っていて、今そこが畑になっているのではなかったかと思う。結果としていろいろな事業所、事業者を呼び込んで造るとするのは、今の状態の中では非常に難しいのではないか。だからより現実的な対応をしていくようにした方がいいのではないかと思う。実際に市が入って改めて協議をしていく必要があるのではないか。希望としてはこれらの施設ができればいいと思うが、実際この会社がその跡地というか、埋立てが終わった所……。たしか草津は畑になってたような気がする。具体的に取り組んでいくということになった際には、どういう形で進めていくのか。地元と協議してやってくことになるのだろうが、その辺が分かれば改めて教えていただきたい。

○環境課長 基本的には地元対応になるということであるが、関係市町村としての今後の協定等々もあるので、その中で地元の中に入って行って、あくまできちっとできた後だが、環境整備的なところは、そういった協定の中で市と一緒に入り込んでいくということは可

能かと考えているので、そういったときには市も地元との調整をしていけるかと感じている。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 1回目で少し安心した。できるだけ簡単に言うと、迷惑施設も入るわけだから地元の皆さんから希望を聞いて……というところの単語として出ている。「これから決めていくんですよ」ということで理解したが、悪く考えると、例えばこの茶色の森林環境事業というところでバイオマス発電事業と書いてある。沼田市にも昔、バイオマス発電事業がきて、地元で説明会を2度ほどやったときに最終的には「ごみでもいいです」という話をして頓挫した経過がある。先ほど大東委員も言ったとおり具体化する際には、これは正式に今度は話ができるので、ぜひそういうところをちゃんと話、もちろん地元の人をもっと真剣だと思うが、話をしてもらいたい。あと全体で、この絵がすごくて、サイクリング競技場ですとかと書いてある。新治でかなり苦勞している所もあって、「最終処分場そのものは黒字なのに、他が赤字になって撤退です」とかになってしまうと本末転倒なので、ぜひちゃんと正式契約をした後は、積極的に地域住民との間にしっかり入ってもらって、現実で持続可能なものにしていただきたいという要望である。返答があれば伺いたい。

○環境課長 先ほど大東委員のときに説明しなかったのだが、草津については多分跡地は埋立てた後、運動広場的に使っている所と農業施設のハウス、そういった何か取組としてやっている。私も1回現地を見させてもらった。埋めた後の部分の跡地利用とかそういった点もやはり地元との利活用の協議になると考えている。また、先ほど高柳委員が言ったように、事業拡大については当然新しいものについてまた新たな開発行為も入ってくるし、当然市もそこにはしっかりと目を向けて関わっていきたいと思うのでよろしく願いしたい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 工程表があるが、今現在は右中段下に書いてある赤いところ。（「赤い破線のところ」との声あり）。今、群馬県と協議をしているいろいろきてここだよと。どこからが市の部分になるのか教えてもらいたい。これはあくまで全部群馬県の話なのか。（「そうです」の声あり）今度、市と開発行為の確認をするのか。

○環境課長 資料1を簡単に説明させていただくと、基本的にはこの産業廃棄物処理については群馬県の許可になる。群馬県が開発協議を速やかにするために事前協議というものを規則で定めている。今、県は事前協議を行っているところである。その中で市の立場とすると地元周辺の人たちの意見とか、そういったものが出たときにその意見に対して市がどういう意見書を添えるかとか、そういったところで市はこの事前協議には関わっている。事前協議自体が群馬県として24条で終了すると、これが続いてその次の本申請、廃棄物の設置許可の申請というところに自動的に入っていくので、この許可の申請が速やかに行われた時点で審査終了になる。ここで全ての申請業務が終了ということになる。直接市がその後許可とかそういうことはない。県の方の許可が済めばそれで終了になる。

○副委員長 そうすると繰り返しになるが、今このところでこのさらにその下からきて、右側に書いてある期間、120日と縦書きで書いてある。何が言いたいかということ、課長から見ると県の方の動きが遅いか早いか分からないが、着手するのにどのくらいかかるのか。アバウトでもいいが。

○環境課長 まず資料については、株式会社ウィズウェイストジャパンから提供してもらった資料になる。副委員長が言った下の方で標準処理期間120日とあるが、これが事前協議が終了した場合の大体の本申請の期間を示している。120日というのは業者が想定として今までの事例としてはこのくらいで許可がもらえるのではないかという日数が示されている。これを逆算すると、ここで言われている部分については令和5年の春とか、そういったところを業者は一応のめどとして検討した資料であると聞いている。事前協議は先ほど申し合わせた合意書を提出された後に沼田市と生活環境保全協定を結んだ時点で終了になるので、それから自動的に本申請に切り替えて手続が進んだ場合でも、早くても来年の春ぐらいになるというような話を聞いている。

○副委員長 分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項3「指定ごみ袋の値段について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 特に利根沼田は清掃工場を一本化するのでごみ袋も統一する考えなのか。先ほど分別収集、リサイクルについては統一していきたいという考えを示してもらったがごみ袋についても統一していく方向で考えているかどうか教えてもらいたい。

○環境課長 この件については現在、事務局として協議しているが、この前説明したとおり来年の4月から推進室が正式に発足する。その中でまず分別についての統一、当然施設を造るに当たってはそれが必要という観点で動いている。基本的に分別を統一することは、袋についてはおのずと統一しなければ分別も徹底できないので、何をどう分別するかは今後の検討になると思う。私は当然袋についてもそれと連動していくものと考えている。

○大東委員 これから実際に施設を造って運営していくということになったときに、その経費をそれぞれの市町村でどう分担するのかということの中で、多分搬入割、ごみの量によって負担する経費がかかってくる可能性がある。結局みなかみのごみ袋が高いので月夜野のベイシアで隣り合わせで沼田のごみ袋が売られていて、みなかみの人が沼田に捨てに行くということが往々にしてあるということである。ごみ袋を統一して、自分たちのごみは自分たちの町村で出すみたいな、そういう徹底というのでも検討されるのか。

○環境課長 大東委員の言うとおりで、今一番事務局で課題と考えているのが、処理施設を統合しても収集運搬は各市町村の地域裁量になるので、そこをどこまで統一していけるのかというのが今後の一番の課題かと。これは環境課長の立場で答弁させてもらっている。今度は広域圏で推進室ができた後にその中で統一化を図っていくのだが、各市町村の考え方を一つにしていくというのが一番の課題と感じている。当然、その中でごみ袋の扱いについても、私一課長としてはやはり統一しなければいけないかとは感じている。

○大東委員 分かった。結構である。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 この資料をもらって、沼田市以外は片品、川場、昭和は有料化している。この1市2村は負担金の額を割り出した額ということと理解していいのか。有料化して処理する各自自治体の分担金分を賄うという基準でもって、この料金にしているとか、そういう基準があつての話なのか。

○環境課長 申し訳ない。その部分については各町村の価格を一応調べたところでそこま

で調べ切っていない。ただ、条例で手数料として集めているということなので、ごみ処理に関する負担金という意味で村民から徴収している。ただ沼田市の場合、逆に言うと、事務量が多くなってしまうと、手数料、徴収とか負担とかの部分にかかる金額の方が手数料でもらう金額より大きくなってしまいうケースもあるみたいなので、その点では小さい町村はやっているがやはり市はなかなかそこはできていないというようなことを聞いている。

○高柳委員 要は「他の自治体と比べてうちは高いよね」と他の人から言われたときに「うちの村はこういう基準でやっている」と言えなければ、議会でも通らないと思ったので一応聞いてみた。今度は一本化するわけで今課長が言ったとおりで、お互いさまのまちづくりでも何でもこれからが大事だと思う。昭和村は回収してくれている人におそらく幾らかのお金を出して自前でやっている。民間のビジネスではなくてお互いさまのまちづくりの一環としてやっているわけである。沼田市も今度は多分旧村部はお互いさまで、ごみの分別もできるかもしれないが、今度は市内の方になってくると、分別を決めていても日にちも時間も守らないし、散らかっていても片付けないし、そうなるとお金払ってでも雇わないと汚いままになってしまう。そういったことをこれから決めていかなければならないので、やはりそのためには何をさせるためのお金なんだという定義が必要だと思うので、その辺について今から例えば市内と郊外というか……。村部の意識の違いというのは、多少なりとも感じているか。分別回収が集団回収とかで賄えるのか。「いや、もう市街化しているから村部を含めてなかなか難しいよ。」「お金を払ってビジネスにしないと汚いままになってしまうよ」とどちらを考えているのか考えがあれば聞きたい。

○環境課長 大変貴重な意見ありがたい。正直なかなかまだそこまでの検討に入れていないのが現状である。まず、他の市町村も含めて沼田市としても、今後、特に利根等々は分別方法も異なっているので、そういうところは統一していかなければならない大きな課題と考えているので参考にさせてもらいたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項4「利根沼田地域の各自治体のごみの分別方法の現状について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 この間、利根東部に行ってきた。片品にリサイクル施設があって、もう随分前だが、瓶などが識別できるようになっていて、生き瓶と色つき瓶とさっき言ったようなやつが自動で一応理論上は分別ができるわけである。それから破砕機が多分ついていて、あれを更新するのに結構お金がかかると言われた。破砕するわけなので。そうすると、ああいうものをあそこで独自に処理した方が安いのか、そのまま民間に持って行ってもらった方が安いのかということもこれから調べた方がいいかと思っていて、老朽化が進んでいるし、言えば大型家電を破砕するというのはどうも小さいところでは効率的には悪いのかなと感じているのだが、その辺についての感触が今のところあれば伺いたい。

○環境課長 これはあくまで大雑把なところであるが、この前の議員への説明の資料に使わせてもらったが、今のところでいくと、概ね5市町村が集まれば、焼却施設プラスリサイクルセンターを併用したいというのが今、事務方が検討している部分である。やはり量が集まれば、そこに破砕機なり、分別を置いても賄えるというような、あくまでも処理量の中で他の市町村を参考にして検討しているところであるが、まずは入れていきたいというような検討を進めていると考えている。

○高柳委員 それなのでこのゾーニングの所、最終処分場の所にペットボトル再生機能向上、それからウェアラボと書いてあるから服か……。今言ったように、量を増やせばということだから、このエリアにもひよっとするとそういったものが入ってくるのかという想像がつくわけである。委託すればこのリサイクルのところはいらないわけである。持ってもらうから。重い物は多分輸送料がかかるので、近場でできるのであれば利根沼田と一緒になればそこそこできるかと考えている。それから聞きたいのは、みなかみの今のアメニティは焼却処理していないと思う。今沼田市に持ってきているという話を聞いているが、最終的には沼田市はこの前、残り勉強して聞いたのだが、吾妻にも持っていっていると聞いた。みなかみは今焼却のごみをそのままそこへ持って行って、またそのごみ、灰を持ち帰っているそうである。そういうことを今度はみなかみはあそこなのでもう実態的には焼却施設でもなくなっているということである。ごみのまま持ってくるので。それをまた沼田市と吾妻の施設で今焼却をして、灰だけ持ち帰っているようだ。按分して。今後あそこはどうしようとみなかみ町の担当者は言っているのか分かれば伺いたい。

○環境課長 確認しているところで言うと、説明にもあったようにみなかみ町については今焼却をストップしてごみについては、尾瀬クリーンセンター、片品と吾妻に焼却を世話になっていると確認している。委員が言ったように焼却した部分の落ち込んだ分の割合に基づいて、灰は回収して、灰としてみなかみ町が処理しているという現状である。今後についても多分ここ10年、広域化を進めていくことのめどが立ったということでみなかみについてはそれを当分は継続していくような話を聞いている。

○高柳委員 そうするとこの間、めでたく調印した計画によると、10年後をめどにということになるので、10年間はみなかみの燃やすごみが沼田の東部の焼却施設に持ち込まれるという形だと思う。額が7,000万と予算書に出ていた。お金はもらうのだからいいにしても、結局、処理の量が増えると傷みも早い、そのようなことも考えて市とすれば10年後で大丈夫と考えているのか伺いたい。

○環境課長 片品の尾瀬クリーンセンターの施設については、焼却能力自体はまだ余力がある。そういった観点からみなかみの量の受け入れが可能になったのかと考えている。通常の運転をしている範囲においては10年、今後10年の建て替え、新しい施設ができるまでの間については、運営できるものと考えている。

○委員長 ほかに

○市民部長 資料3の人口のところであるが、再確認させていただきたいと思うので、もし人口が違うようであれば19日の本会議のときに差替えさせていただければありがたいと思う。再確認させていただきたい。

○委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で環境課を終了する。

○委員長 以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(7) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(7)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおり実施したいと考えるが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

（市民部 退室）

（5）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（5）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。大東委員。

○大東委員 国保年金課でマイナンバーカードの保険証の話が出た。今マイナンバーカードの申請が大分増えている感じがしている。マイナンバーカードの申請状況はどのようなのかということと結構待ち時間がかかるということだとか、あと高柳委員が言ったような誓約書ではないが、それを確認してちゃんと理解していただいているとは思えないのだが、その辺どう対応しているのかということ。ちょっとマイナンバーカード絡みで聞いてみたいなという感じはしている。

○高柳委員 今度は市民課に聞いた方がいい。

○大東委員 マイナンバーカード絡みでどうかと思っていた。

○委員長 本庁だけでなく各地区のコミュニティセンターなどの状況も……。

○大東委員 出張サポートの状況も含めて。結構毎日人が待っている。

○副委員長 一番聞きたいのは交付率。平均以上でないという話を聞いている。要するにそれは12月になると分からないが、私が調べたときは38%、40を切っていたが、当然全国はこれから上がる。多分60とかいくと思う。何が言いたいかと言うとそれが差別的だということもよく分かるが、デジタル庁が言ったこと。総務省。その辺の何て言うか危機的なことをもう少し深く聞きたい。要するにそれが決定なのか。ほぼ決定だろうが今後デジ田の関係だけでなく、他の交付申請も当然国に出す。そのときにも査定されると私は思う。そこが一番問題だと思っている。そこを踏まえてやってもらっていると思っている。その認識をしっかりと伝えてもらいたいと思っている。分からないということだけでなく、そこは所管が違ったとしても、それを確認してきてここで言ってもらいたい。そうでないと意味がない。（「それはそうだが……」の声あり）別に説明しなくてもいいが、そういう文章をこっちにもらってもいい。

○大東委員 全国も上がってしまう。

○高柳委員 行政とか医療機関がスリム化になって、その恩恵を受ける部分について反対しているわけではない。だが、そこから出てくるところのいろいろな課題に対して心配という人は、それはそれでいいという制度にしてもらいたいというのが今回の問題である。それと地方交付税に反映させるというのは反対だ。（「でも、そういう方向だ」の声あり）

○副委員長 反対賛成と言うのではなく、そういう決定が本当なのかということを確認したい。もう来年度申請すると言っても何も……。

○高柳委員 事実上53. 幾つと今回言ったのはもう間に合っていない気がする。もう配分しなくてはならないから。そうなれば地方交付税に上乘せではなくて、何か特別な項目でデジタル化に賛成してくれたところだからそれに乗じて。だって市民課は丁寧に説明した

結果、伸びなかった。丁寧にやっていたところが安くなるのはかわいそう。

○副委員長 それは分かっている。聞くのは別にいい。そこは「所管が違うから当局は言わないよ」という話だろうが、それは同じ市の職員だからそのくらいの情報は聞いて言ってもらいたい。だから一生懸命頑張っているということを知らないと。幾らありましたと言われても平均が伸びているのだから決まっている。

○高柳委員 「それはうちじゃない」と言われる。

○大東委員 「財政に聞いておいてくれ」と言って答えられる範囲で答えてもらえばいい。

○高柳委員 多分長年やっている議員からすると事務局が責められる。

○副委員長 局長、総務ではこういう話は出ていないのか。

○局長 出ていない。（「出ないこと自体がおかしい」との声あり）交付税の算定とか交付金に影響があるかということについては財政の話である。

○副委員長 総務で話し合ってもらえるのであればここでなくてもいいが、総務で話し合ってもらえないのであればそれはそれでおかしな話である。

○高柳委員 マイナンバーカードの取得率に反映されるというのはいつのものなのかということであれば聞ける。いつまででやるのかと。交付税に反映される期日はいつまでというのであればうちの所管だ。マイナンバーカード絡みで聞けばいい。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 資料としてであるが、この前もらって読み返しているが、要はマイナンバーカードを取得するに当たって、裏面に同意書が入っている。それをちゃんと丁寧に説明した上でやらなければ言葉は悪いが詐欺みたいになるわけである。私たちが知らない。マイナンバーカードを作るときの同意事項。A4の紙だと1枚は優にあって、他の自治体はみんな裏はそれである。「カードを作成するときにはこういうことを理解してくださいね」と一応書いてある。保険契約のときの特記事項みたいに小さい字で書いてあるのと同じ。私たちが知らないというのはまずいのではないか。その資料提供だけでもしてもらったらどうか。それも出していないというのであればやはりまずい。丁寧な説明にはならない。あと、市民部だと、今日、産業廃棄物処理場最終処分場一覧表という資料をもらったが、とりあえず私の希望とすれば、雪が降ったら分からないがみなかみのアメニティに行ってみたいと思っていて、あそこだって何にするという話だ。

○大東委員 あそこはストックヤードにするという話である。3億幾らかの補正で予算を出したと言っていた。

○高柳委員 うちの今のあそこがそのまま焼却施設になるという予想になる。ストックヤードにするのであれば。そうすると利根沼田のごみを全部あそこで今度やるとなると、あの規模で足りるのかなと。

○大東委員 みなかみだけのごみを集積するストックヤードにする。固形燃料化はもうやめる。それでストックヤードにして、片品に持っていきにしる、吾妻に持っていきにしる、1回集めて一定の量が溜まったならそれぞれに持っていく。今度、利根沼田で1箇所になれば集めたやつをそこへ持ってくると。

○高柳委員 今見に行っても中は稼働してないし、要は広場と同じということか。

○大東委員 ただ、そのストックヤードの工事はもう始まったか……。何か補正をとったみたいな話である。

○高柳委員 だからあそこは壊して焼却施設に。簡単に言ってあそこは多分広いのではないかと思っている。あそこがなってくれば、下の焼却施設は違う施設になるわけである。見たいなとは思ったが、建物があるとなかろうと何も動いてなくて、山を見るだけであれば行ってもしょうがない。それでそれをまず調べてもらいたい。その上でそこを見てもしょうがないとすればどこか行けたら行きたい。もらった資料は、住所と説明しか書いてない。これも一応調べた。要は全国の廃棄物の施設で溶融しているところと焼却しているところとリサイクル施設を併設しているところというので50ぐらいあって、説明が書いてある。どこかやはり1回見ておきたいと思うので、議論してもらいたい。南の方なら雪の心配はないだろうし、どこかやはりこれだけ大事なものだから見ておきたいと思う。要はモデル地区みたいな所がいい。予算の関係で行けなかったということも含めて。要は溶融である。古いのではみなかみみたいになってしまう。新しすぎて非現実的なものも駄目だ。溶融化は結局鉄工所を造る。要は何でも一緒にいい。ごみの意識がなくなると言うが綺麗になる。全部溶けてしまう。

○大東委員 溶融をやっているのは滋賀県しかないのではないか。

○高柳委員 いや、結構ある。今結構流行ってきている。意識は低下するが綺麗にはなる。最短であと10年後である。10年後にちゃんとまわるかどうかを頭に入れないとしょうがない。でも新しいものを見ておかないとしょうがない。県内だっていい。遠くに行くことが目的ではない。ただ、そんなにない。先進地に行政調査に行ってくるということでもいいか。（「はい」の声あり）

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

（6）調査事項

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 それでは（7）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（8）その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。（「ありません」と発言する者あり）

ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後1時30分 終了）